

伊那市上下水道ご使用のご案内

上下水道「使用開始・中止」のお手続きは、窓口又は Web 等をお願いします。

※ただし、電話・ファックス(市様式以外)で連絡をいただいた場合は「仮受付」となりますので、以下の手続き方法を確認し、お手続きの完了をお願いします。

(使用中止手続き、受付窓口等は裏面に記載)

＜使用開始時の申請手続きについて＞

※市内転居の場合は、「使用開始届」と前住所の「使用中止届」を一緒に提出してください。

※使用開始日当日の申込みはできません。

使用開始申し込み

仮受付	本受付	
①電話での申込み ②ファックスでの申込み (使用開始届以外の様式) ※仮受付の場合は、料金センターから、本受付のご案内を行います。 使用開始手続は「未完了」 ※2 営業日前まで	③窓口での申込み (使用開始届に記入) ②ファックスでの申込み (使用開始届の様式) ※必要事項が全て記載の場合です。 使用開始手続完了 ※2 営業日前まで	④Web での申込み (来庁は不要) 使用開始手続完了 ※3 営業日前まで

使用開始日

③窓口等での申込み (使用開始届に記入) 使用開始手続完了 ※使用開始日から 10 日以内

検針日の翌月 (料金請求)

料金請求(初回のみ開栓手数料 2000 円を含みます。)
※上下水道料金センター窓口での納付書払い、又は金融機関・コンビニ等での支払。

＜料金のお支払い等について＞

検針からお支払いの流れ

- ・2 か月に 1 度検針します。
- ・検針員が検針し、検針票(上下水道使用量のお知らせ)を投函します。

- ・検針日の翌月末までにお支払い。
(納付書支払い又は口座振替)

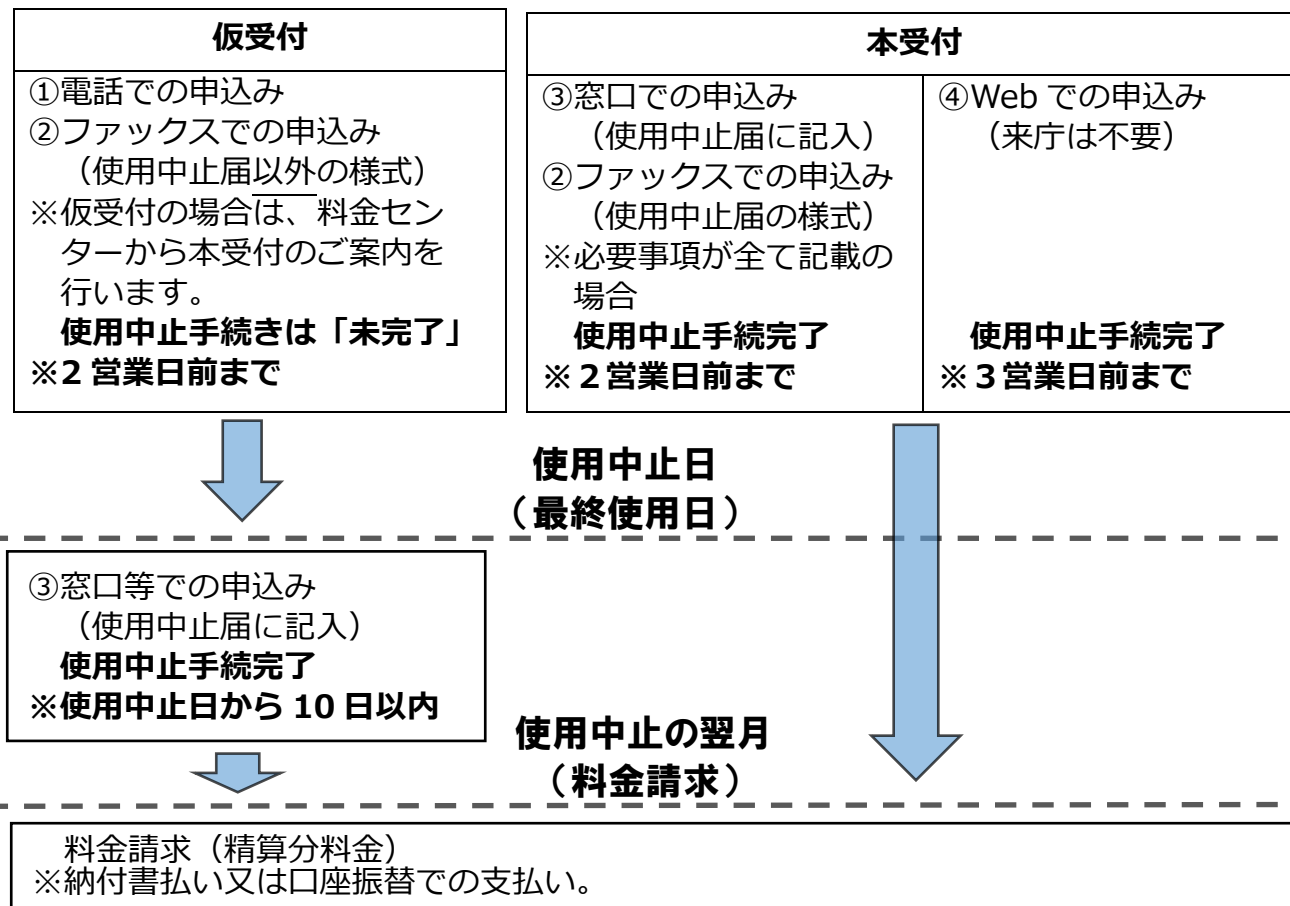
支払い方法について

- ・現金支払い
※郵送される納付書で納期限(月末、納付書に記載)までに、金融機関、コンビニ等でお支払いください。
- ・口座振替(口座引き落とし)
※毎月 25 日前後に振替(振替日・金額は検針票に記載)
※別途で、上下水道料金センター・市内金融機関でお申し込み手続きが必要です。

＜使用中止時の申請手続きについて＞

※日付を遡っての使用中止届は受付できません。

使用中止申し込み



★受付窓口★ 伊那市上下水道料金センター
〒396-8617 伊那市下新田 3050 番地 (伊那市役所 1 階)
TEL : 0265-78-5125 FAX : 0265-78-5630
受付時間 : 月曜日～金曜日 (祝日除く) 営業時間 : 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【Web】伊那市公式ホームページ
くらしの情報 → 水道・下水道・浄化槽 → 上下水道開閉栓 Web 申込サービス

※南箕輪村沢尻及び御子柴地区は、上水道は伊那市、下水道は南箕輪村の地域があります。お手数ですが南箕輪村役場へご確認いただき、下水道使用のお手続きをお願いします。

★ご注意ください★

※給水装置はお客様の管理となります。

- ・漏水により生じた料金や修理費等はお客様の負担となります。定期的な点検と十分な管理をお願いします。

※検針にご協力をお願いします。

- ・メーターボックスの上に駐車したり物を置かないでください。
- ・メーターボックス付近や、玄関近くに犬をつながないでください。
- ・メーターボックス付近の草刈り等のご協力をお願いします。

※料金等の未納がある場合は『給水停止』を実施しています。

- ・期限内の納付をお願いします。

※使用開始・使用中止のお手続きは確実にお願いします。

- ・お届けがないまま水道を使用されますと、条例の規定により過料 5 万円が課される場合があります。
- ・転居されていても、使用中止の届けがあるまでは閉栓されないため、料金が発生します。